

- ・子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限が迫っています… 2面
- ・公園が紡ぐこのまちの未来…………… 3面
- ・市民税・都民税申告書の受付と確定申告書作成コーナーの開設… 4面
- ・体験型農園利用者募集…………… 7面



災害対策

☎042・470・7769

について考える

1月1日に能登半島を中心に発生した地震により、多くの方々が被災し、各地に大きな被害をもたらしています。

市内でもマグニチュード7クラスの首都直下地震の発生確率は今後30年間で70%とされ、最大で震度6強の大きな揺れが発生すると予想されています(東京都防災会議、令和4年5月「首都直下地震等による東京の被害想定」による)。大切な命を守るために、今できることについて考えます。

今のうちに、家庭でできる対策を

対策の例▼災害時の避難および連絡方法などを家族で決めておく▼家屋の耐震・難燃化を図る▼家具転倒防止器具の設置、ガラスの飛散防止など、家の内部の安全化を図る▼市、自治会などが主催する防災訓練に積極的に参加する

■食料品や日用品などの備蓄

大規模な災害時には、市で備蓄する非常食や飲料水が皆さんに十分に支給されるとは限りません。常備薬、粉ミルク、アレルギー対応の食品など、普段から使っているものは自身で用意しておく必要があります。また、食料品や日用品などは7日分程度のローリングストックによる備蓄が推奨されています。



ローリングストックのイメージ

市で発信する情報ツールを確認しよう

■防災マップ・洪水ハザードマップ

市で公開しているほか、各種防災情報を紹介しています。自宅周辺の避難所・避難場所が確認できたり、防災に関する知識の習得や市内の危険箇所を把握することができます。日頃から、いざという時の避難について考えましょう。

※マップは防災防犯課(市役所2階)でも配布しています。



防災マップ(市庁)

■防災防犯課SNS

リアルタイムで防災情報を入手できます。



防災防犯課SNS

■安心くるめーる

市の防災行政無線の放送内容、防災情報や防犯情報を知ることができる登録制メール配信サービスです。市内在住の方はもちろん、市外にお住まいの方も登録できます。



安心くるめーる(市庁)

参加しよう! 市民協働講座

地域をつなぐ防災活動～一人ひとりができること～

火災や災害が起きたとき、皆さんが協力・連携して初期消火や応急手当などを行うことが大切です。東久留米消防署警防課による初期活動のデモンストレーションなども交えながら、一人ひとりができる防災活動を学びます。

☎3月2日(土)午後2時～3時半 ☎市民プラザホール(市役所1階) ☎定員50名 ☎2月2日(金)午前9時から申し込みフォームまたは電話で生活文化課へ ☎同課 ☎042・470・7738



申し込みフォーム

市が行う対策(地域防災計画)

災害の予防、応急・復旧対策および復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体および財産を保護することを目的に、地域防災計画を策定しています。計画は市でご覧いただけます。



市庁

令和6年能登半島地震災害義援金の受け付け

市では、被災された方々を支援するため、義援金の受け付けならびに市役所本庁舎および東部・南部・西部の各地域センターに募金箱を設置しました。詳細は市でください。

なお、お預かりした義援金は、日本赤十字社から、被災地都道府県に設置される災害義援金配分委員会を通じて、全額が被災された方々に届けられます。

☎福祉総務課福祉政策係 ☎042・470・7749



市庁

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)(7万円)の支給について

☎市重点支援給付金コールセンター ☎042・470・7863
(土曜・日曜、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり7万円を支給します(1世帯1回限り)。

令和5年度住民税均等割非課税世帯と家計急変世帯が支給対象です。受付期間を過ぎると給付金を受給できなくなりますので、対象となる世帯で申請が必要な方は忘れずに提出してください。申請書の入手方法など、詳細は市でいただくか、コールセンターまでお問い合わせください。また、この給付金を装った詐欺にご注意ください。※この給付金は、法令により非課税および差押禁止の取り扱いになります。

■配偶者からの暴力(DV)等により避難している方へ

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している方で、事情により5年12月1日以前に東久留米市に住民票を移すことができなかった方についても受給できる場合がありますので、コールセンターまたは申請・相談受付窓口(市役所1階南出入口横特設ブース)までご相談ください。

詳細は2面をご覧ください



市庁

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (追加給付分)(7万円)の支給について

☎市重点支援給付金コールセンター
☎042・470・7863
(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半
～午後5時15分)



市HP

(1面から続く)

◆支給対象世帯

①令和5年度住民税均等割非課税世帯

基準日(5年12月1日)時点で、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※次に当てはまる場合は支給対象外です。

・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合

例＝親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯、子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯など

・5年4月に就職し、親(課税)の扶養から外れた新社会人(非課税)の単身世帯
・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合

②家計急変世帯

予期せず5年4月～6年3月までの家計が急変し、同一世帯に属する者全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※以下の理由による減収は、予期しない減収の要件に該当しません。

- ・定年退職による減収
- ・年金が支給されない月の減収
- ・事業活動に季節性があるものなどの通常収入を得られる時期以外の減収

◆申請方法(右表参照)

■申請受付期間

4月30日(火)まで(必着)

申請書を市に提出後、審査を経て支給となる場合は、振込日を記載した決定通知書を送付します。

■郵送の場合の送付先

〒203-8555、東京都東久留米市本町3-3-1
重点支援給付金担当宛て

※「住民税非課税世帯」か「家計急変世帯」のどちらでの申請書類かを明記して送付してください。

対象世帯	申請方法	
非課税世帯で、市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)の支給について(同意書)」が届いた世帯	申請不要	同意書の内容をご確認ください。確認期間経過後に振り込まれます。
非課税世帯で、市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)」(以下、「申請書」)が届いた世帯	申請書などを返信用封筒で郵送またはオンライン申請	対象要件に合致していることをご確認いただき、給付対象となる場合のみ、申請書や必要書類などを同封の返信用封筒により提出、または申請書記載のURL・二次元コードからオンライン申請してください。
・非課税世帯で、5年1月2日以降の転入者を含むなど、5年度市民税の情報が市で確認できない世帯 ・家計急変世帯	申請書などを入手の上、窓口または郵送で提出	申請書を入力し、必要事項を記入の上、必要書類を揃えて、申請・相談受付窓口(市役所1階南出入口横特設ブース)にご提出ください。来庁が困難などにより郵送での申請を希望する方は、申請書や必要書類などを送付先へお送りください。

子育て世帯生活支援特別給付金の 申請期限(2月29日(木))が迫っています

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し給付金を支給しています。申請期限は2月29日(木)まで(必着)です。期限を過ぎると対象者であっても給付金の支給ができませんのでご注意ください。詳細は市HPをご覧ください。

☎児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

◎ひとり親世帯分

支給対象者次の①～③のいずれかに該当する方

- ①5年3月分の児童扶養手当の受給者
- ②公的年金等の受給により、5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(支給制限限度額を下回る方に限る)
- ③5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて5年1月以降の家計が急変し、児童扶養手当の受給者と同水準の収入

の方

支給額 児童1人当たり5万円

支給手続き ▼①に該当する方＝申請不要。

5年5月に振り込みが完了しています

▼②・③に該当する方＝申請が必要。市

HPまたは児童青少年課窓口(市役所2階)

で申請書を取得し、添付

書類とともに同課に提出

を



市HP
(ひとり親世帯分)

◎その他世帯分(ひとり親世帯以外)

支給対象者次の①または②のいずれかに該当する方(ひとり親世帯分の給付金との併給不可)

- ①4年度中に実施した東久留米市子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者
- ②①のほか、5年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象となる障害児の方は20歳未満。5年4月～6年2月までに生まれる新生児も対象)を養育する父母等であって、5

年1月以降の家計が急変している、住民税非課税相当の収入の方

支給額 児童1人当たり5万円

支給手続き ▼①に該当する方＝申請不要。

5年5月に振り込みが完了しています

▼②に該当する方＝申請が必要。市HP

または児童青少年課窓口

(市役所2階)で申請書を取

得し、添付書類とともに

同課に提出を



市HP
(その他世帯分)

東久留米駅西口昇降施設について

令和5年第4回市議会定例会において、富士見テラス部も含めた昇降施設の現行法適合に向けて、これまでの経緯や方策等に関し行政報告を行いました。行政報告の内容は市HPをご覧ください。

今後は、駅西口駅前広場の実態調査や昇降施設の概略の検討等を行ったのち、関係機関等と改築に向けた協議等を進めていく予定です。なお、関係機関等との協議終了後、昇降施設の概要を整理し、あらためて市広報や市HPなどでお知らせいたします

☎改築の方針についてII都市計画課
☎042・470・7762 ▼施設管理に
ついてII管理課 ☎042・
470・7764



市HP





元日に発生した能登半島地震におきまして、多くの尊い命が犠牲となりました。妻子を失くした警察官が尽力されていることや、救出準備にあたっていた

消防団員が亡くなられたことなどの報道に接するたびに、胸が締め付けられます。犠牲になられた方々に対し、衷心より哀悼の誠を捧げますとともに、今なお不自由な暮らしを余儀なくされている被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。

「私たちにできることを」との思いから、市では募金箱設置のほか、駅頭での募金活動を実施し、多くの方々より温かいお気持ちを頂きました。引き続き、被災地の要請などに注視し、私たちにできる支援を行ってまいります。被災地の1日も早い復旧復興を祈念いたします。

市でも、今後、地域防災計画の改訂や今年度策定する避難行動要支援者避難支援計画に基づく取組を順次進めていく予定です。今回の震災を教訓としてさらなる充実に努めてまいります。市民の皆様におかれましても、今一度災害への備えをご確認いただきたいと思います。

さて、令和5年第4回定例会に關して主に3点ご報告いたします。まずは、6年度から開設予定の「こども家庭センター」設置についてです。当センターは、子育て世代に対する包括的な支援体制として、児童福祉と母子保健の両面から一体的な支援を行うものです。これまで以上に庁内における連携も強化し、こどもたち自身への支援も含め充実させてまいります。次に、都市計画税における令和6年度から8年度までの3か年の税率については、標準税率の0・3%から0・24%へ、引き続き減税を行うこととなりました。最後に、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加分(7万円)支給事業については、対象となる皆様へ速やかに支給できるよう準備を進めてまいります。

市政には乗り越えねばならない課題が多くあります。被災地へ心を寄せつつ、地域のwell-being向上へと着実に歩みを進めてまいります。



第5回 他自治体の先進事例と 皆さんからのご意見

「これからの50年間を見据えた市の都市公園づくり」について、全5回にわたってお知らせするシリーズです。今回は「市民参加による公園のあり方」についてお伝えしました。最終回となる今回は、「他自治体の先進事例」と皆さんからいただいたご意見についてお知らせします。

環境政策課 課長 〇〇 470・7753

他自治体の先進事例

例① 金田一近隣公園(岩手県三戸市)

温浴施設と都市公園を民間資金により一体的に整備。

例② 代官山公園(青森県むつ市)

グランピング施設、地元農産物を取り扱う物販、コメ農家が経営する飲食店などのテナントが公園内に入居し、すべてが地元企業で運営。

例③ 浄化センター公園(奈良県)

プール等のスポーツ施設と都市公園を民間資金により一体的に管理。

例④ 鞍ヶ池公園(愛知県豊田市)

カフェを設置し、民間資金により整備・運営。また、同公園では、設計施工一括発注方式による公設民営施設「パークフィールドスノーピーク豊田鞍ヶ池」が整備されています。

例①～④は、公募設置管理制度(Park-PFI)などを活用した先進事例です。Park-PFIは、飲食店、売

皆さんからいただいたご意見

このシリーズの間、皆さんから都市公園に対するご意見を数多くいただきました。いただいたご意見は、今後の都市公園づくりの参考とさせていただきます。

- 整備されていない公園が多く、とても残念に思う。他の市の公園は管理されている。
●整備された綺麗なトイレを作ってほしい。
●安全第一だが、禁止ばかりでなく、のびのび遊べるように工夫してほしい。
●夏でも木陰があったり水遊びができるなど、こども達が外で遊べるような公園を増やしてほしい。
●アスレチックや魅力ある遊具、こどもが考えながら遊べる遊具をほしい。
●こどもだけでなく、大人も活用できるようウォーキングしやすくなるコースを作ったり、ベンチを置いたりしてほしい。
●今は小学校などにも自由に入れられないため、学校の外でも遊ぶことのできる公園を整備してほしい。
●駐車場と駐輪場の整備をしてほしい。
●防災の観点からも水回り、トイレ、防災時にも使用可能な公園を作ってほしい。

今後もみんなで考えて都市公園づくりを行っていきましょう！！



期待できる効果

- 行政の費用負担の縮減
●公園の魅力の向上が見込まれる
●民間の発想やアイデアを取り入れられる
●運営方法の変化により、公園の利便性が高まる
●施設設置による新たな層の集客が見込まれる
●地域の活性化が見込まれる

Park-PFIを活用した公園が全国に131箇所(令和4年度末時点)あって、現在も全国の自治体が活用を検討しているよ！



わがふるさと

「公園が紡ぐこのまちの未来」は、今回で最終回となります。これまでご覧いただき、ありがとうございました。

市は、現実から目を逸らさず、これからの50年間を見据えた市の都市公園づくりに取り組んでいきます。

公園づくりに関する情報は市HPで



都立六仙公園

引き続き皆さんのご意見を募集しています

市では、これからも情報提供に努めながら、市民の皆さんと一緒に考えていきます。アンケートフォームから、皆さんのご意見をお聞かせください。※頂いたご意見への個別の対応はできかねますので、ご了承ください。



アンケートフォーム

市民税・都民税申告書の受付と確定申告書作成コーナーの開設

問課税課 ☎042・470・7777 (内線2333～2337)

申告が必要か不要かを右表1でご確認の上、必要な方は申告のご準備をお願いします。

日 2月16日(金)～3月15日(金)(土曜・日曜日、祝日を除く)の午前8時半～午後3時半(提出のみは午後5時まで)

場 市役所 2階特設会場

持 ▼申告書

▼個人番号確認書類(通知カードなど)および本人確認書類(免許証、パスポート、健康保険証など)

※マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、同カードのみで可。

▼収入金額を確認できる書類(令和5年分源泉徴収票など)

▼控除証明書類(例＝生命保険料の控除証明書、地震保険料などの支払証明、障害者手帳、要介護の方は「障害者控除対象者認定書」、勤労学生の方は在学証明または学生証、医療費控除の明細書など)

※医療費控除は、領収書では控除を受けられないため、医療費控除の明細書の作成と合計額の計算を行ってください。

注 所得税の還付を受けるためには、市民税・都民税申告ではなく、税務署へ確定申告をする必要があります。市役所では次の手続きを受け付けています

・申告書記入済みで提出のみの方

確定申告書の記入方法などは東村山税務署にご相談ください。

・確定申告書作成コーナーをご利用の方

下表2で「○」となっている内容が利用できます。また、作成コーナーは混雑回避のため、入場制限を行います。状況によっては当日入場できない場合があります。

市民税・都民税申告書の取得方法

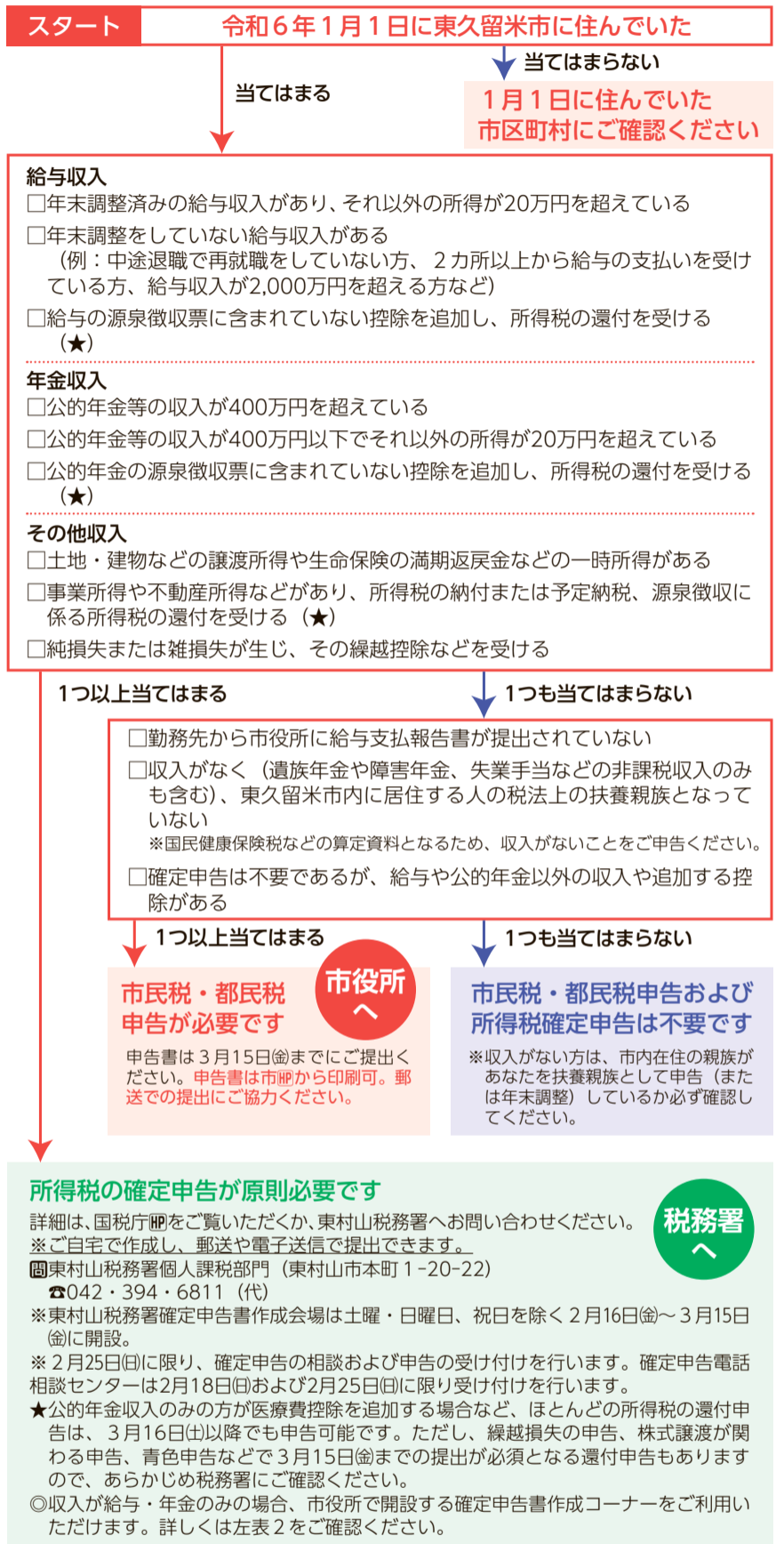
- ・市HPからダウンロード(郵送での提出にご協力ください)
- ・市役所、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザで配布(確定申告書の配布もありますが、数に限りがあります。国税庁HPからの印刷もご利用ください)

表2 確定申告書作成コーナーのご利用可否

申告の内容		作成コーナーのご利用可否	
所得関係	給与	○ 源泉徴収票等が必要です。	
	雑	年金(公的年金・個人年金)	○ 源泉徴収票等が必要です。 ※支払年金額等のお知らせで「一時所得」に区分されている個人年金(満期保険金の受け取りなど)の申告はご利用できません。
		その他雑(報酬・講演料等)	× 東村山税務署にご相談ください。
	上記以外の所得(事業・不動産・配当・一時・退職・分離など)	× 東村山税務署にご相談ください。	
控除関係	医療費控除	○ 「医療費控除の明細書」の作成・計算はご自身でお済ませください。	
	社会保険料控除	○ 国民年金保険料と国民年金基金の掛金は控除証明書が必要です。国保・介護等納付済金額についてはご自身で確認ください。	
	生命保険料控除、地震保険料控除	○ 控除証明書が必要です。 ※フンストップ特例を申請している場合は、必ず寄附金控除を追加してください。	
	寄附金控除	○	
	住宅ローン控除	○	
その他	特殊な申告(雑損控除、災害減免、外国税額控除、住宅耐震改修など)	× 東村山税務署にご相談ください。	
	令和5年分以外の申告・準確定申告	○	



表1 市民税・都民税申告&所得税確定申告チェック表



6年度市立自転車等駐車場利用登録の2次募集を受け付けます

通勤・通学などで東久留米駅周辺の市立自転車等駐車場を常時利用する方を対象に、6年度の定期利用自転車等駐車場利用登録の2次募集を受け付けます。

※利用登録は指定管理者(薦井株式会社東京支店)に申請してください。

空きのある自転車等駐車場申請期間中に、指定管理者WEB申請ページに掲載する他、各市立自転車等駐車場内にも掲示します。

申請方法 申請要項を確認の上、3月1日(金)～8日(金)に郵送(必着)、または指定管理者WEB申請ページから申し込みを。郵送の場合は登録者本人の郵便番号・住所・氏名を記入した返信用封筒(84円切手貼付)を同封してください。WEB申請の場合は結果通知を確認後、自転車等に貼り付ける登録証の受け取りのために西口第1自転車駐車場内管理事務所に来所できない方のみ、決定通知の控えと返信用封筒(84円切手貼付)を郵送してください。

問自転車等駐車場の申請受付・運営・維持管理

＝薦井株式会社東京支店(指定管理者)

☎03・6435・8760

都市計画自転車駐車場の整備など

＝市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764



指定管理者 WEB申請ページ

市HP

申請書・申請要項の配布など 次の①～③の場所で配布する他、同日から指定管理者WEB申請ページおよび市HP(「申請書ダウンロード」のページ)でも取得できます。

①市役所 5階管理課窓口 ②上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所 ③各市立自転車等駐車場(配布時間などは①・②は土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時、③は各駐車場備え付けのBOXで取得できます)

申請・郵送先 ▼名称＝薦井株式会社東京支店(指定管理者) ▼所在地＝〒103-0025、中央区日本橋茅場町2-7-4 Aster茅場町3階

利用登録の決定 登録可能台数を超える希望があった場合は、抽選で決定します。決定通知は3月中旬頃発送予定です。登録決定後の手続きは、決定通知をご覧ください。



こどもと教育

2月は児童手当等の定例払月です

5年10月〜6年1月分の手当を指定預金口座へ振り込みます。

振込予定日 児童手当Ⅱ 2月9日(金) 児童育成手当Ⅱ 2月13日(火) ひとり親家庭住宅手当Ⅱ 2月15日(木)

※金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

認可保育施設の4月入所(二次)申請受け付け

受付期間 2月8日(木)〜16日(金)(必着)

一次受け入れ予定数 2月5日(月)に子育て支援課窓口および市HPで公開予定

対新たに保育園などに入所を希望する方、6年度4月から転所を希望する方



国民年金 だより

国民年金保険料はまとめて前払いがお得です

第1号被保険者が支払う6年度の国民年金保険料の金額は月額1万6980円で、納付方法の中には保険料をまとめて前納すると割引になるものもあります。ご希望の場合は、年金事務所までご連絡ください。



高齢者福祉

認知症介護者家族会

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていますか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。

2月20日(火)午後1時15分〜2時45分 場東部地域センター会議室

対上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山にお住まいの方

他 2月は東部地域包括支援センター主催です(中部・西部地域包括支援センターは3月に開催します)

申間東部地域包括支援センター ☎042・428・7788 または ☎042・473・9996 (事前申込制)

市登録手話通訳者登録試験

3月9日(土)午前9時〜正午ごろ

場市役所7階 応募資格 聴覚障害者の福祉に理解と熱意があり次の①②③を全て満たす方

①市内在住の20歳以上の方 ②おおむね通訳養成クラス(手話講習会受講歴4年程度の修了程度の技術および知識を習得している方) ③試験合格後、地域で手話通訳者として活動可能な方

試験内容 筆記試験、読み取り(筆記・口述)、聞き取り・面談

他 詳細は申込者に別途通知します 合格者は市手話通訳者連絡会の研修などへの出席が必要です

申 2月5日(月)〜20日(火)に(閉庁日を除く)、申込書(障害福祉課窓口(市役所1階)または市HPから取得可)を直接同課窓口へ提出を 問 同課地域支援係 ☎042・470・7747 (6面へ続く)



市HP (二次申請受付)



市HP (空き状況)

連絡ください。

納付書での納付日本年金機構から送られる納付書で納めます。前納は「6カ月」「1年」「2年」のほか、任意の月から年度末または翌年度末までの分を前納することも可能です。

金融機関・郵便局、コンビニエンスストアで納められますが、30万円を超える場合は、コンビニでは納付できません

座振替金融機関等に行く手間を省け、納め忘れも防ぐことができます。前納は「1カ月(早割)」「6カ月」「1年」「2年」があります。

口座振替の「2年前納」は割引率が最も高くお得です クレジットカード納付クレジットカードから継続的に納付する方法です。前納は「6カ月」「1年」「2年」があります。前納した場合の割引率は納付書での納付と同じです

電子(キャッシュレス)決済 納付書とスマートフォンがあれば、ご利用されている決済アプリを使用した電子決済が可能です

電子(キャッシュレス)決済 納付書とスマートフォンがあれば、ご利用されている決済アプリを使用した電子決済が可能です

東久留米市シニアクラブ(各クラブ)会員募集

シニアクラブ連合会は市内20のクラブから組織され、約1,200人の会員が活動しています。各クラブへの問い合わせや入会申し込みは各クラブの会長(下表参照)までお願いします。おおむね60歳以上の方であればどなたでも入会ができますので、この機会に入会をお待ちしています。

表 東久留米市シニアクラブ一覧(氏名は敬称略)

Table with 5 columns: Club Name, Chairman, Main Activity Area, Main Activity Content, Phone Number. Lists 20 clubs including their names, chairmen, and activities.

東久留米市シニアクラブ連合会 会長 木村 温眞 ☎042・474・6218

スマートフォンの基本操作や便利なアプリの活用を体験できます。

スマートフォンをお持ちでない方も参加できます。

※ご希望の方は約1週間のスマホ試用の申し込みができます。

定10人(応募多数の場合は抽選。原則、開催日から5日前(土曜・日曜日、祝日の場合は翌平日)までに郵送で参加可否を連絡します。

※ご自身のスマホ(お持ちでない方は不要、本人確認書類(スマホ試用希望の方)

申2月29日(木)までに電話、FAXまたは申し込みフォームで障害者向けスマートフォン普及啓発事務局へ。

申し込み用紙は障害者福祉課窓口(市役所1階)または市庁から取得可

問 同事務局 ☎03・684457886(平日午前9時〜午後5時)、FAX 03・68457870



住環境

Jアラート全国一斉情報伝達試験

2月9日(金)午前11時頃防災行政無線から「これはJアラート」の試験です。



国民保護ポータルサイト

2月12日月休のごみ収集

2月12日は休日ですが、平日と同様に収集します。ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。



市庁

問 ごみ対策課 ☎042・4732117(粗大ごみの申し込みは☎042・473・2118またはインターネットで)

高齢者等世帯に対するごみ出しサポート

高齢者の方などが、事前にご用意いただいたごみ収集容器(ポリバケツなど)に決められた収集曜日や時間にかかわらず、ごみや資源物を出すことができる制度

です。

対身近な方などの協力を得てもなお、市が定めた収集・回収曜日の排出時間までに家庭廃棄物の排出が困難

に、次のいずれかに掲げる方のみで構成されている世帯▼要介護状態区分が要介護4・要介護5の認定を受けた方▼身体障害者手帳1級・2級の認定を受けた方

▼精神障害者保健福祉手帳1級の認定を受けた方▼愛の手帳の交付を受け、障害の程度が1度・2度の方

甲利用申請書(市庁またはごみ対策課窓口)で取得可

必要事項を記入の上、対象要件に該当することがわかる書類(世帯全員分を添えて、同課窓口(八幡町2-10-10、閉庁日時を除く)へ申請を

問 同課 ☎042・473・2117



お知らせ

「東久留米市デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定

国は、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションの進展を背景とした地方創生に向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、地方自治体

に対して、地方版総合戦略の改訂を要請しています。

これを受け、市では、「東久留米まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「東久留米市デ

ジタル田園都市国家構想総合戦略」を5年12月に策定しました。

問 同課 ☎042・473・2117

指定管理者モニタリング結果の公表

市では、公の施設管理について指定管理者制度を導入しています。指定管理者による公共サービスの履行

について、条例・規則および協定などに従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するため、指定管理者モニタリングを行っています。

このたび、4年度のモニタリング結果がまとまりましたので、お知らせします。



市庁

問 行政経営課 ☎042・473・7704

「ちよこつと共済」6年度分加入受け付け

東京都町村民交通災害共済「ちよこつと共済」の6年度分(4月1日〜7年3月31日)の加入受け付けを2月1日(木)から開始します。

詳細は今号の広報紙と一緒に配布するパンフレットをご覧ください。

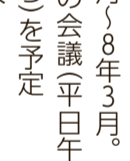
問 同課 ☎042・473・7702

男女共同参画に関する会議などの委員募集

市は、男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会の実現に向けて、市民会の提言に基づき、男女共同参画施策の推進に努めています。

第13期の市民会議を設置するにあたり、市民公募委員を募集します。

任期など4月〜8年3月。年5回程度の会議(平日午後6時半から)を予定



市庁

問 行政経営課 ☎042・473・7704

必要事項住所・氏名・電話番号・生年月日・経歴および社会活動の経歴など

②男女平等推進センター運営協議会委員

実現のため、男女平等推進センター(フイフティ・フイフティ)を拠点として、講座や相談などさまざまな事業を実施しています。

問 同課 ☎042・473・7764

男女共同参画情報誌「ときめき」編集委員

「ときめき」は、性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会づくりについで、共に考え、情報を発信することを目的に、年2回発行しています。

原稿作成や地域情報の提供を行う編集委員を募集します。

任期など4月〜8年3月。年5回程度の会議(平日午後6時半から)を予定



市庁

問 行政経営課 ☎042・473・7704

必要事項住所・氏名・年齢・電話番号

③男女共同参画情報誌「ときめき」編集委員

5、市役所生活文化課男女共同参画係宛て、各申し込みフォーム、tsubunka@city.nigashiki.nagano.jp、または直接関係窓口(市役所2階)へ持参を。書類選考後、面接の上で決定。応募書類は返却しません。

問 同係 ☎042・470・7738

図書館協議会委員募集

図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う事業について協議する協議会の委員を募集します。

任期4月1日〜8年3月31日

応募資格 次の条件を全て満たす方▼市内に在住・在勤・在学の方(18歳以上)▼6年1月1日時点の方(高校生不可)▼年3回程度、平日に中央図書館で開催する協議会に出席できる方

募集人数 2人

問 同課 ☎042・475・4646

必要事項住所・氏名・年齢・電話番号

④男女共同参画情報誌「ときめき」編集委員

生涯学習センターで月1回、小・中学生を対象に開講している「放課後講座」の6年度市民講師を募集します。

問 同課 ☎042・473・7704

6年度放課後講座講師募集

講座内容 次の条件を全て満たすもの。分野(座学・体験・工作・運動など)は不問です▼小・中学生を対象とした内容であること▼受講生が10〜30人での実施であること▼1回45分程度で完結するものであること

募集人数 市内(近郊)在住・在勤・在学の方▼講座の運営ができる方▼同センターが行う講座の広報に協力いただける方

問 同センター ☎042・473・7704

必要事項住所・氏名・年齢・電話番号

⑤男女共同参画情報誌「ときめき」編集委員

必要事項住所・氏名・年齢・電話番号



ごみ集積所跡地の売却

家庭ごみの全品目戸別収集(小型廃家電類を除く)に伴い、使用しなくなったごみ集積所の跡地について、跡地に隣接する土地を所有している方を対象に売却を行っている。

現在、売却対象者の方へ購入に係る意向調査を行っていますので、ご協力をお願いいたします。

売却対象者購入を希望する跡地に隣接する土地を所有する方

※次の①または②に該当する跡地は売却しません。①ごみ収集に伴う一時積み替え保管場所や公共用地として活用する跡地②マンホールなどが存在する跡地

内▼売却価格Ⅱ固定資産税路線価を基礎として、狭小性に応じた原価率を乗じた上で、工作物の撤去費用を差し引いて算出します▼引渡形態Ⅱ現状有姿での引き渡しとなります



学童保育所 会計年度任用職員

①5年度児童厚生指導員(会計年度任用職員・専門職)

任用期間 3月1日～3月31日

勤務時間 月曜～土曜日、月

124時間、午前8時15分～午後7時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

勤務内容 学童保育所における児童の育成支援など

応募資格 保育士、社会福祉士、学校教員免許法第4条に規定する免許のいずれかの有資格者、または放課後児童支援員認定資格研修を修了した者もしくは受講資格を持つ者

報酬月額 21万2880円

応募書類 ▼市販履歴書(写真貼付) ▼資格証明書の写し ▼児童厚生指導員として仕事をすることで大切にしたいことについて考えや意見を原稿用紙で8000字以内にとめた小論文

③6年度児童厚生員(会計年度任用職員・アシスタント職)

任用期間 4月1日～7年3月31日(7年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 月曜～土曜日、月75時間程度、午前8時15分

午後6時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

勤務内容 学童保育所における児童の育成支援の補助など

報酬時給 1133円

応募書類 市販履歴書(写真貼付)

④子育て支援事業等利用者支援員(会計年度任用職員・専門職)

任用期間 4月1日～7年3月31日(7年4月1日以降は再度任用の場合あり)

勤務時間 月16日勤務(土曜・日曜、祝日を除く)

勤務場所 子育て支援施設

の従事経験があり、パソコンワード、エクセルの基本操作のできる保育士資格を有する方

報酬月額 22万8590円

応募書類 ▼市販履歴書(写真貼付) ▼資格証明書の写し ▼小論文(テーマ「私の考える子育て家庭への接遇について」、6000字程度・様式自由)

募集人数 1人

他▼祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は勤務日に含まれません▼交通費相当額と期末手当の支給は、別途市の規定により支給

◎募集説明会 2月6日(火)午前11時から(30分～1時間程度)

場市役所5階501会議室

申込み会場

体験型農園利用者募集

農産政策課農政係 ☎042・470・7743

体験型農園は、野菜作りのプロである農園主から、土づくりから収穫までの一連の農作業を教してもらいながら栽培することができる農業カルチャースクールです。

自ら栽培する喜びはもちろん、新鮮な野菜はおいしさも格別です。種、肥料、農具など野菜づくりに必要なものは農園主が用意しますので、初心者の方もぜひお申し込みください。

募集農園 下表の通り

利用期間 4月～7年2月末

応募資格 ▼継続して農作業ができ、農園での講習会などに参加できる方 ▼メールで連絡が取り合える方

申込期間 2月5日(月)～19日(月)(必着)

申込方法 申込書(市庁または産業政策課窓口(市役所6階)で配布)に必要事項を記入の上、郵送(〒203-8555、市役所産業政策課農政係宛て)、または閉庁日時を除く期間中に同係へ持参を。応募多数の場合は抽選の上、決定します

表 募集農園

Table with 5 columns: 農園名, 所在地, 耕作料(年間・税込), 募集区画数, 区画面積



資格証や免許状の写し 2月16日(金)までに(必着)、応募書類を 郵送(〒203-8555、市役所学務課宛て)、または同課窓口(市役所6階)へ持参を。書類選考後、面接の上決定。応募書類は返却しません



月31日(7年4月1日以降は再度任用の場合あり) 勤務時間 月曜～金曜日(祝日・年末年始を除く)のうち週2日(シフト制)、午前9時半～午後4時半(その他研修・会議の出席・出前講座などにより土日出勤の場合あり)

募集人数 若干名 応募資格 消費生活相談員・消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントのいずれかを有している方で、パソコン入力ができる方

報酬など 時給1861円(別途、交通費相当額・期末手当の支給は市の規定による) 2月22日(木)までに応募書類を直接生活文化課市民協



(7面から続く)

児童介助員 (会計年度任用職員)

任用期間 4月1日～7年3月31日(7年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

勤務場所 市立小・中学校

勤務時間 1日6時間30分以内、週3日～5日勤務。

学校により勤務時間の延長および休日出勤の場合あり。

長期休業中は学校の状況に応じた勤務時間となります

勤務内容 市立小・中学校に設置している特別支援学級等での児童・生徒の介助および安全確保

報酬時給 1271円(別途通勤手当相当額・期末手当の支給は市の規定による)

応募資格 体力に自信があり、学校教育に理解のある方

応募書類 ▼市販履歴書(写真貼付)▼各種資格証や免許状の写し

申込書類を郵送(〒203-8555、教育委員会指導室宛)で、または直接指導室窓口(市役所6階)へ持参を。書類選考後、面接の上決定。応募書類は返却しません。また、関連部署へ登録者を紹介する場合があります

指導室特別支援教育係 ☎042・470・8032



官公署 など

柳泉園組合パブリック コメント募集

「柳泉園組合厚生施設使用料適正化検討委員会報告書(素案)」について、広く

皆さんからのご意見を募集します。

募集期間 1月29日(月)～2月13日(火)(必着)

閲覧場所 中央図書館、柳泉園組合情報公開コーナー(閉庁口を除く)、柳泉園ランドパーク受付、柳泉園組合HPでご覧いただけます

※ご意見の提出方法など、詳細は同組合HPをご覧ください

どうか、お問い合わせください。

同組合施設管理課管理係 ☎042・470・1549

都営住宅入居者募集

種類・対象 ①ポイント方式(家族向けのみ)②ひとり親

世帯向け、高齢者世帯向け、心身障害者向け、多子世帯向け、特に所得の低い一般世帯向け、車いす使用者世帯向け

②抽せん方式①単身者向け、車いす使用者向け(単身、世帯向け)、シルバークリア(単身、二人世帯向け)

※②は居室内で病死などがあつた住宅を一部含みます。

※①・②それぞれに申し込み資格がありますので、詳細は募集案内をご確認ください。

案内配布場所・期間 土曜・日曜を除く2月1日(木)～9日(金)に、都市計画課(市役所5階)、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所、東部地域センター他で募集案内を配布(配布期間中は都住宅供給公社HPからも取得可)

※2月3日(土)・4日(日)いずれも午前9時半～午後5時は、東京観光情報センター(前(都庁第一本庁舎1階)

で配布します。

申 2月16日(金)までに①が同公社募集センターに(必着)、②が渋谷郵便局に(必着)、募集案内に同封の申込用紙・封筒に必要事項を記入の上郵送、または都営住宅入居者募集サイトから申し込みを

同公社募集センター ☎03・3498・8894(土曜・日曜日・祝日を除く、2月1日(木)～16日(金)は ☎03・5467・9269 また ☎0570・010・810(土曜・日曜日、祝日を除く)



都住宅供給公社HP



都営住宅入居者募集サイト

地域福祉のパートナー となるボランティア・ 非営利団体募集

市社会福祉協議会では、補助金・助成金を活用して「安心と心ゆたかな みんなのふくしのまちづくり」に向けた地域福祉のパートナーとなる団体を募集します。詳細は募集要項をご覧ください。

6年度募集要項の配布 2月1日(木)から同協議会事務局、中央町地区センターで配布(同協議会HPからも取得可)

活用可能な補助金など①令和6年度上期歳末たすけあい募金地域福祉活動補助金②ボランティア・非営利団

体を対象に10万円まで補助②支え合いの地区づくり助成金③社協登録のミニデイホーム・子育てサロン・みんなのサロンの対象に15万円まで助成

申 ①は3月6日(水)午後5時まで、②は通年で受け付け

◎個別相談会 2月5日(月)～29日(木)の平日午前9時～午後5時

場 市内で応相談、Zoom

内 ①・②に関する個別相談書類作成のサポート

申 同協議会へ電話または同協議会HPで

◎実績報告会 2月9日(金)午後2時～3時半

場 中央町地区センター

内 補助金を活用したボランティア団体などによる活動報告

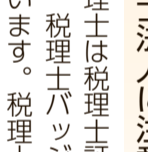
定 先着30人

申 当日会場

同協議会地域福祉担当 ☎042・475・0739



裁判所HP



同協議会HP

検察審査員に選ばれた方はご協力を

交通事故、詐欺などの被害を受け、警察や検察に訴えたが、検察官が被疑者を不起訴にしたのが納得できないうる人のために「検察審査会」があります。被害者等からの申立を受け、検察審査会において、検察官が事件を起訴しなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査します。

検察審査会は、選挙権を有する国民の中から「くじ」

で選ばれた11人の検察審査員で構成され、一般の国民を代表して不起訴処分の当否について審査にあたります。特に法律的な専門知識は必要なく、国民の常識からみて妥当かどうかを判断します。検察審査員候補者に選ばれると検察審査会から質問票が送られ、最終的には、検察審査会事務局がくじで選定します。検察審査員に選ばれた場合には、ぜひご協力をお願いします。

同川川検察審査会事務局 ☎042・845・0292

にせ税理士・にせ税理士法人に注意

税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。税理士資格のない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けているなどのため、依頼者(納税者)が不測の損害を被るおそれがありますのでご注意ください。詳細は東京税理士会HPをご覧ください。

同協会 ☎03・3356・4461

同協会HP

他 子供達にオリジナルのキャラクターを描いてもらい楽しい会にする 同田中 ☎090・9952・1906

◆日曜健康麻雀教室 = 日 毎週日曜日 午後1時～4時 場 八幡町地区センター 費 参加費500円 他 初心者・経験者・上級者歓迎。飲まない、吸わない、賭けない 同引間 ☎090・9800・3649

催し

◆すばる手織もの展(社会福祉法人リブリーすばる) = 日 2月4日(日) 午後1時～5時、5日(月) 午前11時～午後4時 場 染め工房fu(本町3-7-11) 他 染色したマフラー、裂織小物、紙すき製品、ビーズ、木工品、パン 同相川 ☎042・476・1081



オケ・カントリーダンス・輪踊り。見学OKです 同竹本 ☎090・5497・7126

◆料理(あしたの食卓) = 日 月 2回。第1・第3水曜日 午前9時半～午後1時半 他 場 西部地域センター 費 会費1回700円 他 調味料代半期2,500円。初心者から経験者まで60歳以上の男女募集 同菊池 ☎090・6044・7963

◆ノルディックウォークを楽しむ会 = 日 毎週水曜日 午前9時45分～11時半 他 場 落合川周辺 費 会費1回500円 他 四季の草花や野鳥を観察し良い姿勢の歩き方体力向上を目指します 同長浜 ☎090・5204・3190

◆談話サロン「草乃会」 = 日 月 1回。第1水曜日 午後3時～5時 場 滝山住宅管理組合・東集会所 費 会費年2,000円 他 「日本人」をベースに多彩な話題を楽しむ 同 同米 ☎042・474・1119

◆カントリーダンス(前沢ときわ会) = 日 月 4回。木曜日 午前9時40分～正午 他 場 西部地域センター 費 入会金1,200円、会費1回100円 他 同カントリーダンスを始めませんか。楽しく踊りながら健康増進 同鈴木 ☎080・6520・1133

◆アニメキャラクラブ = 日 月 1回。第1土曜日 午後2時～4時 場 滝山団地東集会所 費 会費月2,000円(中学生以下1,000円)

5時～7時および日曜日 午前8時～11時 場 第五小学校 費 入会金900円、会費月1,000円 他 子どもから大人までどなたでも歓迎。ブログをぜひご覧ください 同三瓶 ☎042・472・4052

◆空手教室(公式ルール派) = 日 場 毎週月曜日が神宝小学校、火曜日が小山小学校、木曜日が第一小学校、金曜日が第十小学校、いずれも午後6時～8時。日曜日が第三小学校、午前10時～正午 費 入会金1,000円、会費月3,000円 他 2歳児から高齢者までが対象。基礎から無理なく指導。無料体験期間あり 同依岡 ☎090・3223・9467

◆富岡カラオケ教室 = 日 月 2回。第2・第4月曜日 午前9時半～11時半 場 中央町地区センター 費 入会金1,000円、会費月1,500円 他 25年間続いている教室です。年1回発表会があります。現在会員20人 同アオイ ☎090・8843・1330

◆歌謡サークル(東久留米歌友会) = 日 月 2回。水曜日 午後1時～4時 場 西部地域センター 費 会費月2,000円 他 大いに歌って笑って、更に健康!人生これから!お待ちしています 同篠崎 ☎090・1042・5744

◆シニアクラブ(メダカの会) = 日 月 4回。午前9時～午後4時 他 場 西部地域センター 費 会費年2,000円 他 同健康麻雀・カラ

5時～7時および日曜日 午前8時～11時 場 第五小学校 費 入会金900円、会費月1,000円 他 子どもから大人までどなたでも歓迎。ブログをぜひご覧ください 同三瓶 ☎042・472・4052

市民伝言板

会員募集

◆大正琴(和会) = 日 月 2回。月曜・木曜日 午前10時～午後4時 場 八幡町地区センター 他 費 入会金1,500円、会費月3,500円 他 他 数字譜でどなたも簡単に弾けます。初心者歓迎。無料講習、見学可 同渡辺 ☎042・475・6475

◆ユニカール東久留米 = 日 毎週水曜日 午前9時半～正午 場 青少年センター 費 入会金1,000円、会費月500円 他 脳トレにもなる楽しく適度な運動です。老若男女、初心者歓迎 同吉川 ☎080・6818・3065

◆寿囲碁クラブ = 日 月 4回。水曜日 午後1時～5時 場 さいわい福祉センター 費 会費月200円 他 段位は中級から初級クラスが希望です。楽しい囲碁を目指します 同中尾 ☎042・474・8174

◆謡曲(観世流謡曲同好会 春秋会) = 日 月 2回。第2・第4金曜日 午後1時半～4時 場 滝山団地第2住宅集会所 費 会費6カ月2,000円 他 一緒に楽しく謡いませんか。見学可。経験者歓迎 同井上 ☎080・7726・4158

◆剣道(雅心剣友会) = 日 毎週土曜日 午後